

令和4年監督指導白書

監督指導を行った事業場の50・8%に違反

名古屋北労働基準監督署

当署において令和4年に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。会員各位におかれましては、これらの結果をご参考にしていただき、適正な労務管理を行っていただきますようお願いいたします。

【監督実施状況】

(表参照)

○違反率

令和4年は、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止、中小企業を中心とする改正労働法等の周知及び支援、労働災害の発生状況等に
応じた労働災害の防止を重点課題に掲げ、1444件の事業場に対して監督指導を実施しました。

監督指導を実施した1444件のうち734件の事業場で、労働基準法最低賃金法あるいは労働安全衛生法の違反が認められました。監督全数の50・8%で違反が認められました。この比率を『違反率』といいます。愛知労働局全体の違反率50・4%とほぼ同水準でありました。

(件)

| 労働時間把握 | 健康診断結果 医師等意見聴取 | 健康診断 | 作業環境測定 | 就業制限 | 安全衛生教育 |
|--------|-------------------|------|--------|------|--------|
| 13 | 39 | 27 | 15 | 5 | 6 |
| 10 | 8 | 5 | 1 | 0 | 0 |
| 4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 27 | 48 | 35 | 16 | 5 | 6 |
| 23 | 23 | 30 | 0 | 1 | 0 |
| 9 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 11 | 7 | 20 | 0 | 0 | 1 |
| 18 | 30 | 11 | 0 | 0 | 0 |
| 69 | 78 | 72 | 0 | 1 | 1 |
| 96 | 126 | 107 | 16 | 6 | 7 |

目次

| | |
|------------------------------|----|
| 令和4年監督指導白書 | 2 |
| 行政の焦点 | 5 |
| 監督署の窓 | 6 |
| 質問にお答えします | 8 |
| 育児・介護休業法の改正に対応しよう(8) 藤原朋子 | 13 |
| 社会保険労務士講座合格者体験記(4) | 18 |
| 私も労災保険特別加入者です(19) 長谷川通信建設(株) | 20 |
| 『ホワイト企業推進事業場』紹介(株)三和化学研究所 | 21 |
| 企業内研修を実施しました(株)トーエネック小牧営業所 | 22 |
| 弁護士に聴く(108) 西協明典 | 24 |
| 安全衛生あれこれ(39) 増田稔久 | 25 |
| 社会保険労務士が答える企業の労務管理(90) 西原義人 | 26 |
| 作業環境測定(10) 豊田 豪 | 27 |
| こちら企業の労働110番です(148) 大西真由美 | 28 |
| 愛知紛争調整委員続・残月録(143) 小栗利治 | 29 |
| わたしのジハード(243) 植田美津恵 | 30 |
| 名北セーフティ・アドバイス(194) 天野・神村 | 31 |
| 表紙Ⅱ協演 東 博章 | |

- 違反率が高い業種は、製造業(56・9%)
 - 保健衛生業(53・5%)
 - 商業(52・5%)
- となっており、製造業と第三次産業で高い傾向にあります。

○労働条件に関する違反

割増賃金に関する違反

が最も多く187件(13・0%)となっており、算定時間数不足、算入すべき手当が含まれていない、割増率不足等の違反が認められました。次いで、労働時間に関する違反が多く170件(11・8%)となっており、36協定未届出、協定で定めた延長時間超過の

(表)令和4年監督実施状況及び措置状況

| | 定期監督等実施事業場数 | 同違反事業場数 | 同比率 | 使用停止等処分事業場数 | 違 反 状 況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------------|---------|-------|-------------|---------|------|----|-----------------------|------|--------|------|------|--------|--------|---------|------|-------|-------|-------|---------|------|------|--------|
| | | | | | 労働基準法 | | | | | | | | 最賃法 | | 労働安全衛生法 | | | | | | | | |
| | | | | | 労働条件の明示 | 労働時間 | 休日 | 2ヶ月平均80H超 1ヶ月100H超 | 割増賃金 | 年次有給休暇 | 就業規則 | 賃金台帳 | 管理簿の作成 | 年次有給休暇 | 賃金不払 | 最賃効力 | 安全管理者 | 衛生管理者 | 作業主任者 | 安全衛生委員会 | 安全基準 | 衛生基準 | 定期自主検査 |
| 製造業 | 339 | 193 | 56.9% | 4 | 24 | 54 | 6 | 27 | 44 | 23 | 13 | 6 | 17 | 5 | 3 | 1 | 7 | 26 | 5 | 76 | 30 | 38 | |
| 建設業 | 256 | 123 | 48.0% | 4 | 7 | 4 | 0 | 0 | 9 | 8 | 2 | 6 | 5 | 2 | 0 | 2 | 1 | 7 | 2 | 59 | 5 | 1 | |
| 運輸交通業 | 32 | 16 | 50.0% | 0 | 2 | 7 | 1 | 2 | 6 | 3 | 2 | 4 | 1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | |
| 工業的業種 | 633 | 338 | 53.4% | 8 | 33 | 67 | 7 | 29 | 61 | 34 | 17 | 16 | 23 | 9 | 3 | 3 | 9 | 33 | 8 | 138 | 35 | 40 | |
| 商業 | 257 | 135 | 52.5% | 1 | 23 | 35 | 5 | 20 | 43 | 24 | 20 | 21 | 24 | 4 | 2 | 0 | 6 | 0 | 3 | 8 | 0 | 4 | |
| 保健衛生業 | 99 | 53 | 53.5% | 0 | 5 | 10 | 1 | 1 | 20 | 11 | 9 | 6 | 8 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| 接客娯楽業 | 113 | 57 | 50.4% | 0 | 25 | 15 | 3 | 3 | 16 | 10 | 21 | 13 | 15 | 2 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| その他の事業 | 212 | 93 | 43.9% | 0 | 15 | 28 | 2 | 3 | 26 | 15 | 14 | 8 | 10 | 2 | 2 | 0 | 10 | 0 | 7 | 2 | 0 | 0 | |
| 非工業的業種 | 811 | 396 | 48.8% | 2 | 80 | 103 | 15 | 31 | 126 | 75 | 73 | 55 | 65 | 17 | 10 | 0 | 18 | 0 | 14 | 16 | 0 | 4 | |
| 合計 | 1,444 | 734 | 50.8% | 10 | 113 | 170 | 22 | 60 | 187 | 109 | 90 | 71 | 88 | 26 | 13 | 3 | 27 | 33 | 22 | 154 | 35 | 44 | |

注1) 複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。

注2) 業種は主要なもののみ掲載しています。

注3) は働き方改革関連法に係る改正項目です。

違反が認められました。さらに、労働条件通知書未交付が113件(7.8%)、就業規則未作成・未届が90件(6.2%)、賃金台帳に労働時間等未記載が71件(4.9%)認められました。

○働き方改革関連法に係る法改正項目に関する違反

年5日の年次有給休暇未取得が109件(7.5%)、年次有給休暇管理簿の未作成・未保存(労働基準法施行規則第24条の7)が88件(6.1%)認められました。また、時間外労働・休日労働の合計が1ヵ月100時間以上あるいは2ないし6月を平均して1ヵ月当たり80時間を超えた(労働基準法第36条第6項)違反が60件(4.2%)認められました。この労働基準法第36条第6項違反は、昨年(27件)から倍以上増加しており、長時間労働の問題が増加傾向にあります。

さらに、労働時間の未把握(労働安全衛生法第66条の8の3)違反が96件(6.6%)認められました。これは、長時間労働者に対する医師との面接指導を実施するため、事業者が労働者(管理監督者、みなし労働時間適用人者を含む全労働者)の労働時間の状況を把握することを義務付けたものです。賃金の適正支払いの観点からも当然に必要なことですが、労働者の健康確保のための必要な措置や配慮が行い得るよう、労働時間の適正把握への取り組みが事業者に求められています。

○健康診断に関する違反

健康診断(特殊健康診断を含む)を実施していない事業場が107件(7.4%)、健康診断の結果、異常所見を認められた労働者について、健康保持のための必要な措置として医師から意見聴取を実施していない事業場

が126件(8・7%)
認められました。

雇入れ時及びその後1
年以内ごとに1回(特殊
健康診断は6月以内ごと
に1回)、定期的に健康
診断を実施し、その結果、
異常所見を認める労働者
については、今後におけ
る就業可否や配慮すべき
事項について医師から意
見を聴取し、事業者は当
該意見を踏まえつつ、労
働者の実情を考慮したう
えで、就業場所の変更、
作業の転換、労働時間の
短縮等の必要な事後措置
を講じることにより、労
働者の健康保持を図る必
要があります。

○安全衛生管理体制 に関する違反

令和4年に監督指導を
実施した労働者数が50人
以上の事業場255件の
うち、

●常時50人以上の労働者
を使用する事業場に義務
付けられる安全管理者の
選任義務が果たされてい
ない事業場は3件(1・

2%)

●衛生管理者の選任義務
が果たされていない事業
場は27件(10・6%)

●安全衛生委員会等に関
する違反が認められた事
業場は22件(8・6%)
でした。

各事業場において、安
全衛生管理体制を整備し、
自主的・組織的な管理を
進めることで、労働者の
健康保持・増進を図って
ください。特に、事業場
における過重労働対策及
びメンタルヘルス対策の
実施基準の確立が重要と
考えます。

【申告処理状況】

申告とは、労働者から
『給料が支払われない』
『残業代が支払われない』
『解雇予告手当が支払
われない』といった労
働関係法令違反について、
監督署に個別救済を求め
る申し立てです。これら
の申告を受けて、労働基
準監督官は事業場に対し
て調査を行い、違反が認

められた場合は違反事実
に対して是正を勧告しま
す。

令和4年の申告処理件
数は363件で、前年よ
りも42件増加しました。

申告内容は、定期賃金
不払、割増賃金不払、解
雇予告手当不払といった
金銭に関するものが大半
を占めています。

業種別に見ると、商業
が最も多く63件(17・4
%)、次に飲食業が42件
(11・6%)、次いで派
遣業が28件(7・7%)
となっております。

○会員事業場の皆さま まへのお願

これら労使のトラブル
を未然に防ぐためには、
労働契約締結の際に労
働条件を書面交付により
明示し、労働契約内容を
明らかにしておくことが
必要不可欠で、さらに、
労働者数が10人以上の事
業場においては、作成し
た就業規則を労働者に周
知し、内容を説明のうえ
十分に理解させることが

必要です。

また、割増賃金に関し
ては、労働者からの申告
により、過去に遡って数
百万円の支払いを余儀な
くされた事例もあります。

事業場内でのトラブルが
顕在化する前に、いま一
度、労務管理状況を点検
のうえ、トラブルの未然
防止に万全を期してい
たくよう願います。

ご相談をお寄せください

労務管理、安全衛生管理、労働トラブル等にか
かわるご相談がございましたら、下記までご連絡く
ださい。事務局での面談、電話、メール、FAXにて社
会保険労務士等の当協会専門職員が企業の立場
でお答えいたします。

企業の労働110番！

☎052-961-7110

FAX 052-961-9635

メールアドレス roudou110@meihokurouki.or.jp

※愛知県下労働基準協会の会員企業様は解決まで何度でも、
未入会企業の方は初回の来局に限り、無料でご相談が可
能です。

一般社団法人 名北労働基準協会 労働相談室

令和4年4月から愛知県下労働基準協会の会員企業さんのご利用が可能となりました。
労働のトラブル・ご相談・ご質問は 迷わず 企業の労働110番！
(052)961-7110 までお電話を

無料相談
労働110番に
お問い合わせ
労働110番に
お問い合わせ
労働110番に
お問い合わせ

労働110番に
お問い合わせ
労働110番に
お問い合わせ
労働110番に
お問い合わせ